



**10月31日 新宿運輸区における新JINJREの初期設定の  
東地申第26号 超勤未払い（不足分）を求める緊急申し入れ 団体交渉開催！**

1. 新宿運輸区で発生している新 JINJRE の初期設定の超勤 未払い（不足分）の社員に対して 10 月 25 日までに、速やかに不足分の賃金を支払うこと。  
(回答)時間外労働を指示した場合には、法令及び就業規則等に基づき、適切に超過勤務手当を支給しているところである。
2. この交渉は 10 月 21 日までに開催すること。  
(回答)具体的な提起があれば「労使間の取扱いに関する協約」(令和 3 年 10 月 1 日締結)に則り取り扱うこととなる。

**「社員の声を受け止める」というものの、新 JINJRE の初期設定について  
会社は主張を終始崩さず、対立！  
「自分の時間・勤務時間内で行うことが基本」**

組合の主張	第1項	会社の主張
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇新宿運輸区で適切な超勤が支払われているという根拠を明らかにすること。</li> <li>◇新 JINJRE の初期設定は、業務に関連することであり、業務指示である。明らかな労務の提供である。</li> <li>◇新 JINJRE の初期設定は、全社員がやらなければ不利益になる。やらざるを得ないものだ。</li> <li>◇副区長は5分では終わらないと言っている。新宿運輸区での一律5分という判断基準を明確にすること。</li> <li>◇他区所では、人事課から業務指示が出されている。</li> <li>◇実際、5分以上にかかった社員が、超勤申請時分を5分と修正された。実労働時間を修正するという事は問題である。</li> </ul>	<p><b>未払いが出るほど矛盾だらけの回答！</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆初期設定については「自分の時間、または勤務時間の間が基本」であるため、一律部分を超えた部分については、払う必要はない。初期設定が業務性・労働性があるかと言われれば、無い。</li> <li>◆業務に関連することもある。労働時間に該当するかと言えば、該当しない。初期設定をするという指示を出したが、労働を指示したものではないので業務指示ではない。会社として指示したものを履行して、一定の業務指示の対価として賃金を支払う状態が労務の提供である。</li> <li>◆新 JINJRE の初期設定は必ずやらなければならないが、超過勤務を付けるものではない。実際かかる時間は人それぞれだが、自分の時間が基本となる。</li> <li>◆管理者などがトライアルを行って判断している。</li> <li>◆何度も設定するよう話をしてきたが、設定していないため、業務指示を出した。</li> <li>◆当該の社員とは、コミュニケーションを取って、主旨を説明しているので問題ない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇21日までの団体交渉の開催は、労使の議論で解決するために求めたが、協約に則った結果が今日(31日)の団体交渉の開催なのか。</li> </ul>	<p><b>第2項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆緊急ということもあり、スケジュールなどの調整を行ってきた結果、今日になった。今後も信義誠実の姿勢は変わらない。</li> </ul>

**地本から指摘・通告**

・新 JINJRE は、業務で使用するものである。「業務に関連することもある」というのであれば、労働にあたる。よって、**労基法第24条・第37条に抵触している。超勤時間の修正はあってはならない!**

・会社が労働の提供ではないというのであれば、労働時間の曖昧化が広まっていく懸念を抱くものであり、極めて重大な問題である。**組合員、社員に実害が出ているので、東京地本は賃金未払い問題として、解決に向けてあらゆる手段で取り組んでいくことを通告し団体交渉を終了しました。**